

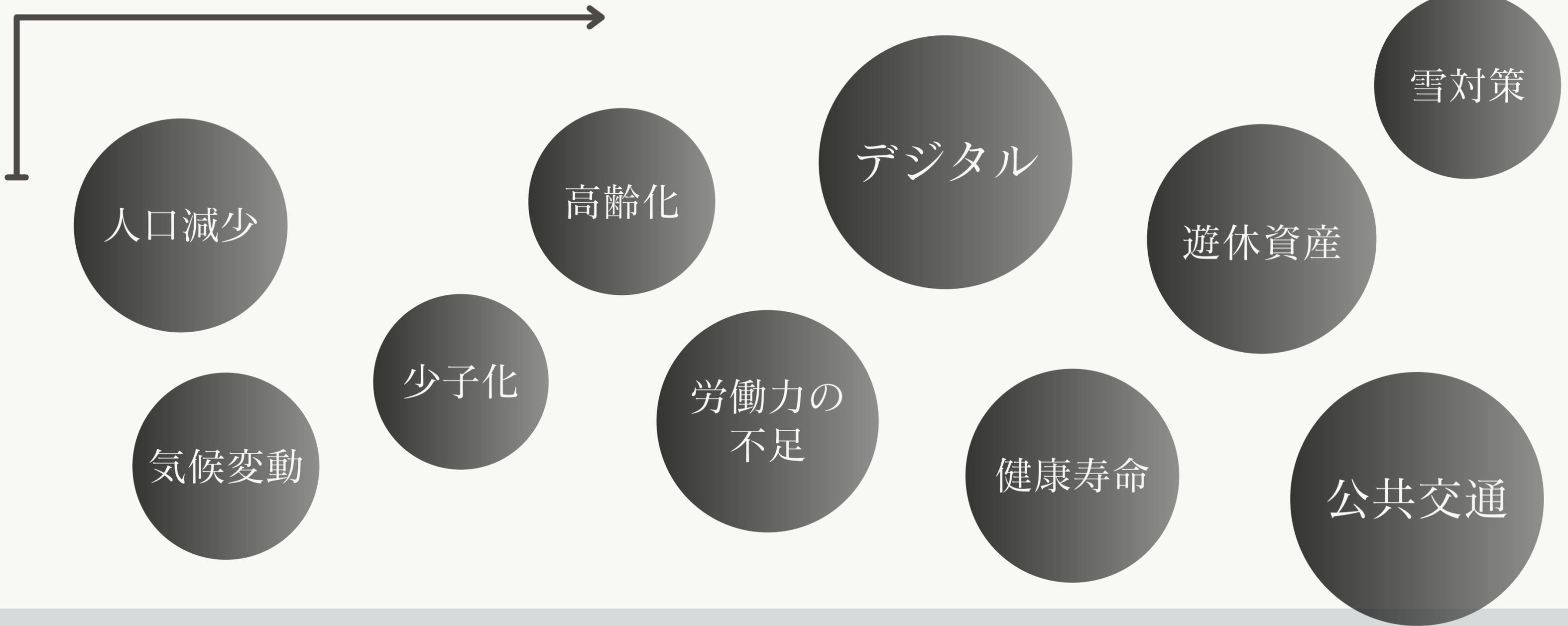
資料 2

Since July. 25, 2023

 OPEN CITY AOMORI

青森市 公民連携 デスク
ガイドライン

背景



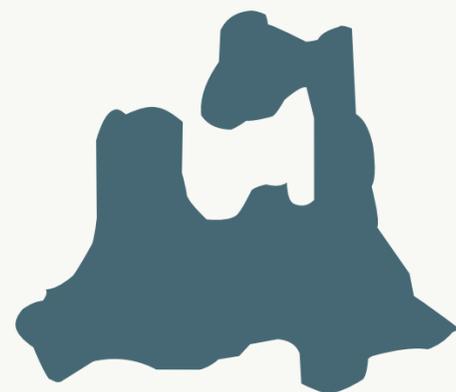
行政ニーズの複雑化・多様化

目的

複雑化・多様化する行政ニーズに対応するため、
公民各々のリソースを結集し、行政課題や地域課題の
解決に資する新たな価値を共創する。



市民サービスの向上

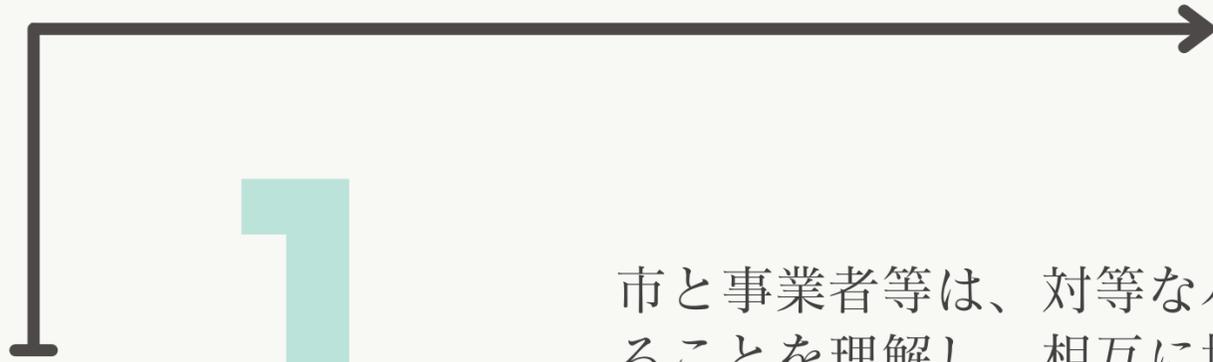


地域課題の解決



地域経済の活性化

基本原則



1 対等の原則

市と事業者等は、対等なパートナーであることを理解し、相互に協力しながら主体性を持って取り組みます。

2 対話の原則

市と事業者等は、行政課題や地域課題の解決に向け、連携事業の実現に向けた対話を重ねます。

3 目標共有の原則

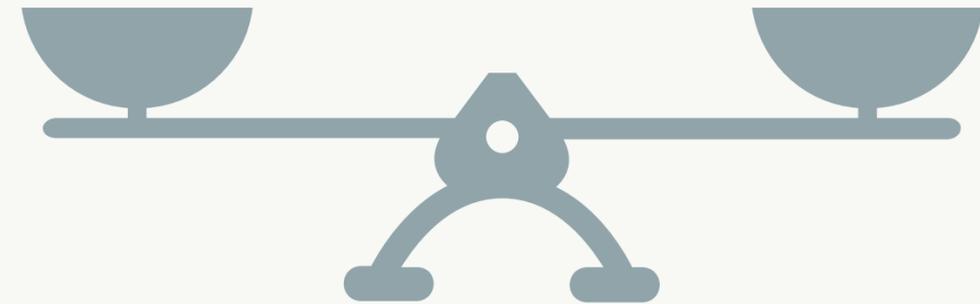
市と事業者等は、行政課題や地域課題の解決に向けた目標を設定するとともに、相互の能力が最大限に発揮できるよう役割分担を明確化します。

4 相互メリットの原則

市と事業者等は、相互の行動原理や連携事業から得られるメリット等を理解・調整し、互恵的な関係を構築します。

5 公平性確保の原則

市は、全ての事業者等に提案の機会を確保します。また、実現した取組は、新たな連携を促進するため、保護すべき情報を除いて広く社会に開示します。



公民連携による課題解決

青森市

- 信用力・信頼性
- 公共性・影響力
- 安定性・継続性

市民サービスの向上
行政・地域課題の解決
地域経済の活性化

公民連携

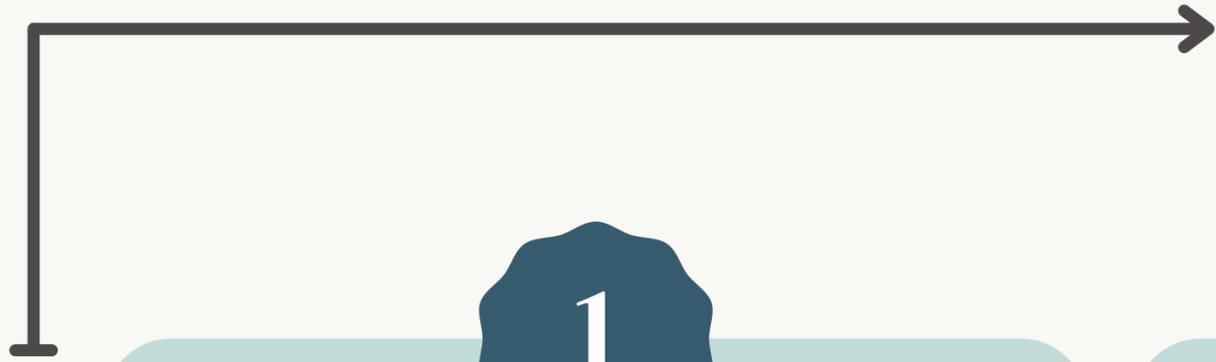


事業者等

- 柔軟性・アイデア
- 専門性・ノウハウ
- スピード感

行政リソースの活用
知名度・信用力の向上
新たなビジネス機会の創出

全体像



1

公民連携デスク

公民連携に関する
一元的な総合窓口
連携事業の調整・伴走

2

民間提案制度

自由提案・課題提案
パートナーシップ
実証実験サポート

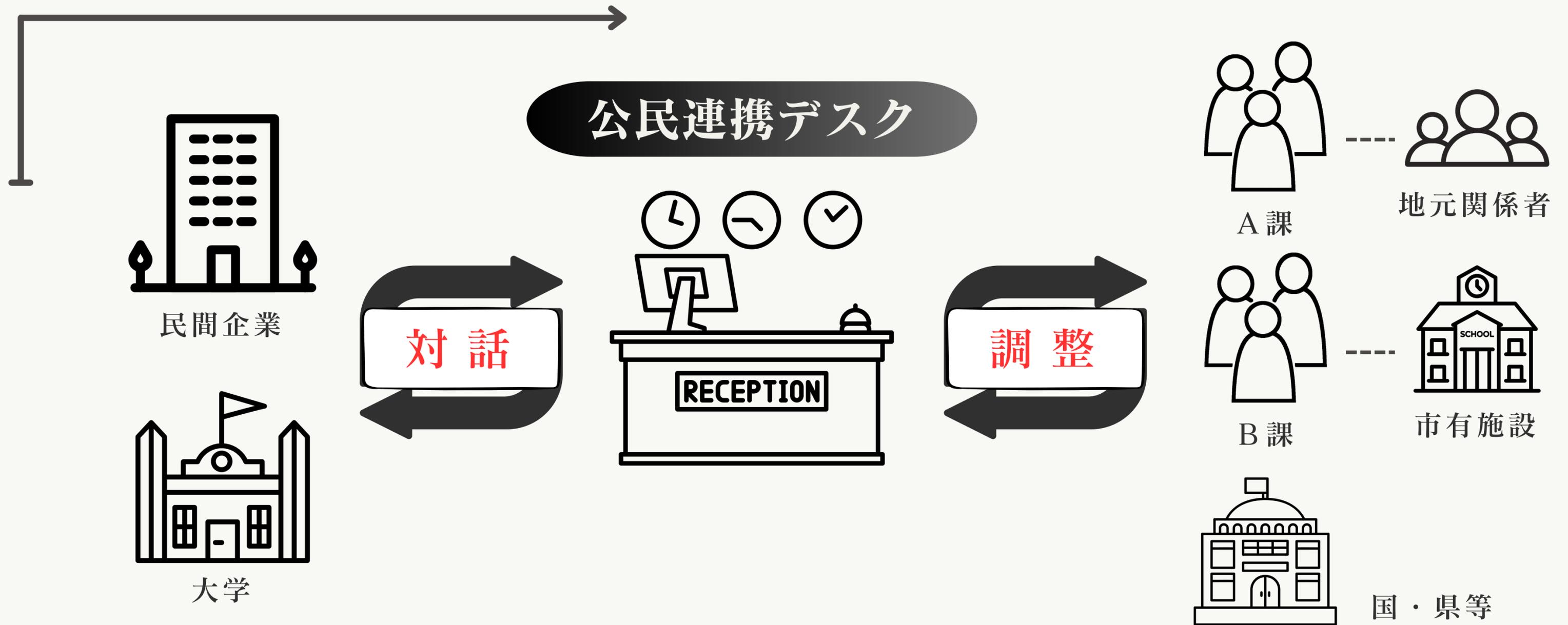
3

ポータルサイト

情報発信
提案受付
(24時間365日)

総合窓口機能

※個人(個人事業主を除く)の提案は不可



公民連携に関する提案を一元的に受付

民間提案制度

※提案はポータルサイト又は直接受付します。
※庁内調整により実施の可否を検討します。
※調整にお時間をいただく場合があります。

青森市公民連携デスク・ポータルサイト

自由提案

本市の課題解決等に繋がる
民間な自由な提案を募集

課題提案

本市の行政課題を公表し
具体的な解決策を募集

対話・庁内調整

連携事業

パートナーシップ

実証実験サポート

パートナーシップ



市及び事業者等の双方が役割を担い、行政課題や地域課題の解決に向け、連携協定等により実施する事業

事業連携協定

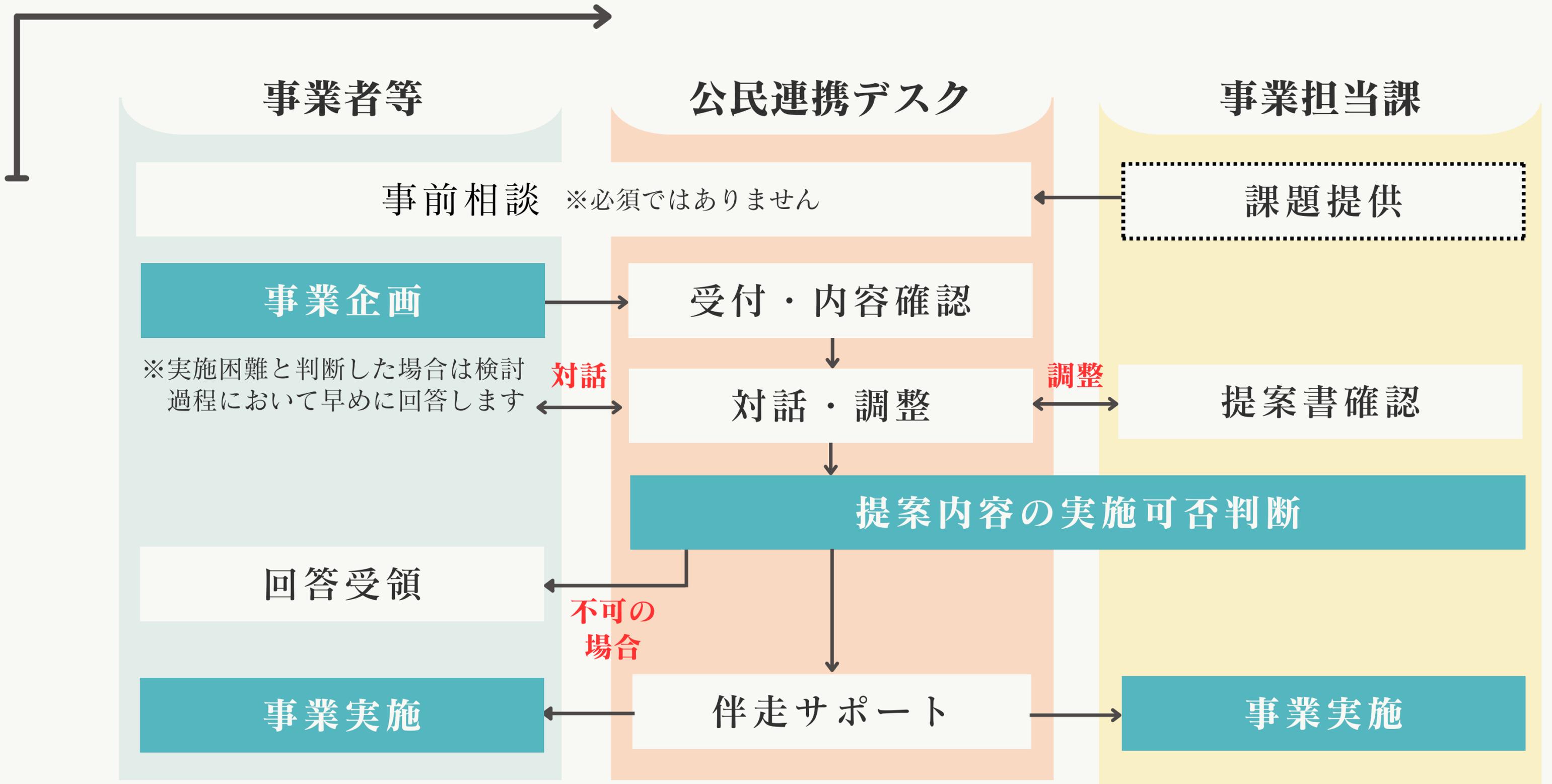
特定の分野での連携事業の実施に当たって必要な事項を市及び事業者等の双方の合意により締結するもの

包括連携協定

複数の分野での連携事業の実施に当たって必要な事項を市及び事業者等の双方の合意により締結するもの

※ 連携協定によらないで個別に事業を実施する場合があります。

フロー図 (パートナーシップ)



実証実験サポート



行政課題や社会課題の解決に繋がる
実証実験プロジェクト

青森市の役割

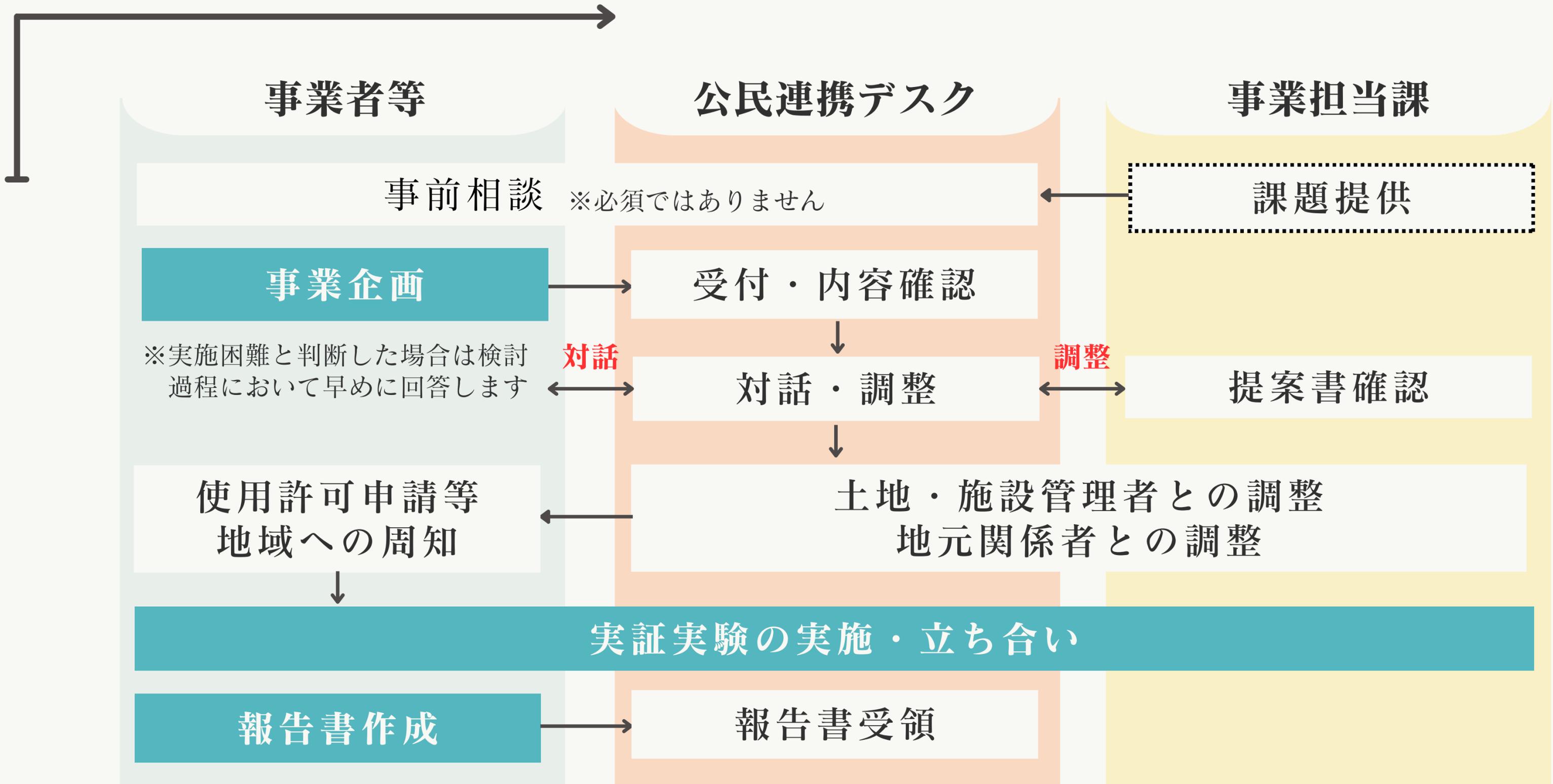
実証実験フィールドの提供・斡旋、行政データの提供、PR
機会の提供、規制緩和の検討、市内活動拠点の提供※など
※AOMORI STARTUP CENTER

事業者等の役割

実証実験の運営全般、実証実験に係る費用負担、実証実験
で得られたデータの検証、事業報告など

※ 市の予算以外から費用を捻出することを基本としますが、実施内容や
市の政策的な判断等により実費程度の予算措置をする場合があります。

フロー図 (実証実験サポート)



ポータルサイト

プロジェクト、事例、提案
受付など青森市の公民連携
に関する情報を一元的にま
とめて発信します。

公民連携で青森市の課題を解決する

OPEN CITY AOMORI

※ WEBからのご提案・お問合せはポータルサイトのCONTACTから受付します。所属、氏名、連絡先、件名・内容など必要事項をご入力ください。

その他連携手法①

※市の財政負担を伴うものや、広く事業者を公募する必要がある取組については、プロポーザルや入札等により事業者等を選定します。

項目	内容
PFI	PFI 法に基づき、民間の資金、経営上のノウハウ及び技術的能力を活用し、公共施設等の建設・大規模修繕・維持管理・運営を行う手法
Park-PFI	都市公園において、飲食店等の収益施設の設置等を行う事業者を公募し、選定された事業者が収益施設と園路等の公共部分を一体的に整備する手法
指定管理者制度	行政の指定を受けた指定管理者が、民間のアイデア、ノウハウを活かして公の施設の管理運営を行う手法
公有財産の利活用	市の保有する資産(土地・施設等)を民間への売払い・貸付けなどにより、財源の確保や連携事業を行う手法

その他連携手法②

※市の財政負担を伴うものや、広く事業者を公募する必要がある取組については、プロポーザルや入札等により事業者等を選定します。

項目	内容
PFS/SIB	社会課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払う成果連動型民間委託方式
ネーミングライツ	公共施設等の名称に企業名や商品名、愛称などをつける権利でその対価により施設の運営等の財源とする手法
広告事業	市のホームページ、広報、印刷物等を民間事業者の広告媒体として活用する手法
企業版ふるさと納税	地方公共団体が取り組む地方創生事業に対して企業の皆様が寄附を行った場合に、最大で寄付額の9割が軽減される制度

留意事項

- 本制度の提案にあたっては、関連する要綱等をご確認ください。
- 提案の採否にかかわらず、市は提案及び調整に係る一切の費用の補償や賠償をしません。
- 本制度は、連携事業の実施が可能な民間企業や団体等からの提案を受け付けるものであり、個人(個人事業主を除く)からの提案は対象外となります。
- 本制度は、事業者等が有する知見や技術等を活用した提案を広く募集することを目的としたものであり、提案の性質等によっては入札又は公募の手続きを経る場合があります。公募等の仕様の作成に当たって、提案者から得た情報を利用させていただく場合がありますが、提案者独自の権利やノウハウ等に抵触し、不都合が生じる情報には、その利用につき協議・配慮いたします。
- 連携事業の実施に当たって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合や第三者の知的財産権を取り扱う場合は、関係法令等を遵守し、その取扱いに万全の対策を講じてください。なお、提案者においてトラブルが生じた場合は、市に故意又は重過失がある場合を除き、市は一切の責任を負いません。
- 提案から実施の過程で市から提供のあった情報は、その秘密を保持し、第三者へ提供は不可とします。
- 青森市では、職員が職務上作成し、又は取得した文書等は、情報公開の対象となっていることから、開示請求があった場合、特定の個人を識別することができる情報等を除き、原則開示の対象となります。開示内容の検討にあたっては、提案者の正当な利益を害するおそれがある情報等の意見を伺います。

皆様の提案をお待ちしております。

青森市公民連携デスク（青森市 企画部 連携推進課）

青森市公民連携ポータル



住所

〒030-8505 青森県青森市柳川一丁目1-1 柳川庁舎3階

電話番号

017-761-4154

※WEBからのお問合せはポータルサイトのCONTACTから
お願いいたします。